

(議事要旨 2) 企業会計基準委員会の活動状況について

まず、企業会計基準委員会の紙谷副委員長及び中條委員より、日本基準の開発状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。続いて、企業会計基準委員会の山口委員より、国際対応の状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。

日本基準の開発状況

企業会計基準委員会からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

(リース会計)

- これまでの審議は、我が国の取引の実情を踏まえたバランスの取れたものであると考える。今後の検討においても、諸制度や実務への影響を及ぼす重要な事項については丁寧な審議を継続いただきたい。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

- 金融庁から、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「四半期会計基準」という。)が、金融商品取引法上の告示指定から外れる予定である旨公表されていることについて、四半期会計基準は、当面の間、四半期財務諸表を作成する際によりどころとして必要であると考えているため、四半期会計基準が残ることが関係者に分かるように明文化をご検討いただきたい。
- 今後、期中報告に関する会計基準を開発する場合、現行の四半期会計基準から会計処理等を変更する必要性はなく、これまでの四半期決算の積上げにより年度の財務報告とする実務を踏襲する簡便的な会計基準を開発する方が合理的であるとする。
- 金融商品取引法上の告示指定について金融商品取引法で定められている報告書に範囲が限定される点は理解するが、これまでの金融商品取引法に基づく四半期報告書が証券取引所の規則に基づく四半期決算短信に引き継がれる中で、四半期会計基準が告示指定から削除されることの捉え方についてどのように関係者の共通理解を醸成するかが重要であるとする。

国際対応の状況

企業会計基準委員会からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

- 基本財務諸表プロジェクトについては、公開草案公表以降のプロセスにおいてパッチワーク的に対応が進められたため、IFRS 第 18 号により IAS 第 1 号「財務諸表の表示」がどのように置き換えられるのかの全体像が不明瞭になっている点を懸念する。
- 基本財務諸表プロジェクトにおいて、費用機能法と費用性質法の表示及び開示に関する懸念、経営者が営業活動と考えているもの（例えば、持分法投資損益）が営業利益に含まれない場合があるとの懸念、営業利益と経営者が定義する業績指標との関係等で表示が複雑になっているとの懸念があるにもかかわらず、これらの懸念に対応がなされないまま再公開草案が公表されることなく最終化されることに納得感がないと考える。
- 今後公表されるであろう IFRS 第 18 号は、実務上、財務諸表の表示及び開示に大きな影響を及ぼす会計基準となるため、ASBJ が財務諸表作成者に対して理解の促進を図ると財務報告の改善につながるのではないかと考える。
- 経営者が営業活動と考えているものが営業利益に含まれないとの財務諸表作成者から寄せられている実務上の懸念は、基本財務諸表プロジェクトにおいて営業利益を残余と定義し、直接的な定義をしなかったことに根本的な原因があると考えられる。我が国としても今後の問題意識として持ち続ける必要があると考える。

以 上